

1. 障がい児入所施設とは

- ・児童福祉法第7条第1項に規定される児童福祉施設。
- ・入所の形態には、都道府県（政令指定都市）の措置による入所と、保護者が施設と契約を結んで入所サービスを利用する契約での入所がある。
- ・施設種別は大きく2つに分かれる（福祉型障がい児入所施設と医療型障がい児入所施設）。

・福祉型障がい児入所施設

障がい児を入所させ、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。（大阪市内 6施設、定員250人）

・医療型障がい児入所施設

保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。（大阪市内 5施設、定員280人）

2. 障がい児入所施設における支援に関する国の方向性

- ・「障害児入所施設の在り方に関する検討会」にて令和2年2月に出された報告書において、課題と今後の方向性のひとつとして、家庭的な養育環境の推進が挙げられ、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることが示された。
- ・また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、家庭的な養育環境を推進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われた。具体的には、従来の小規模グループケア加算について、より小規模なケアを行った場合に評価されるよう見直された。

小規模グループケア加算とは

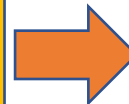
障がい児入所施設におけるより家庭的な環境による支援を促進する観点から、施設において小規模なグループによるケアをした際に、基本報酬と合わせて算定できる加算

【主な加算算定要件】

- ・通常の従業員の員数に加え、ケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1名以上配置
- ・ケアの各単位において、居室、居間、台所、便所等を有している（障がい児1人あたりの床面積4.95平方メートル以上、ケアの単位の入所定員4～8名）

【令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定の概要】

（改定前）
定員4～8名：240単位



（改定後）
定員4～6名：320単位
定員7～8名：233単位

3. 計画策定方針における基本的な考え方

障がい児入所施設においては、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要がある。

4. 本市における基本的な考え方

- ・障がい児の養育の特質に鑑みれば、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが必要である。
- ・このため、「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進していくことが重要である。
- ・合わせて、入所児童に対するきめ細かい支援のため、施設職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携の強化を図るとともに、入所児童が円滑に地域生活に移行できるよう、自立に向けた支援のため、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図ることが必要である。

5. 計画記載事項

資源	地域の現状 (令和6年4月1日時点)
福祉型障がい児入所施設のうちユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	2か所
福祉型障がい児入所施設のうちユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数	91人

6. 今後の取組

それぞれの障がい児入所施設の状況を踏まえつつ、ユニット化等により、入所している障がい児ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう働きかけていく。

また、ケアの小規模化を推進していくために必要となる人員や報酬単価の設定等について、引き続き国へ働きかけていく。